

平成31年2月1日

各指定居宅介護支援事業所

管理者 様

新宿区福祉部介護保険課長

関本 ますみ

指定居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件である「地域包括支援センター等が実施する事例検討会等」について

平素より新宿区の介護保険事業にご協力を賜り、ありがとうございます。

この度、区の行う実地指導において居宅介護支援事業所の皆様から、指定居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件のうち「(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。」とは、具体的にどのような機会かとの問い合わせを受けました。

算定要件を検討した結果、区内の介護保険サービス事業所職員向け研修である「新宿ケアカレッジ」にて平成31年度から実施する事例検討会を当該要件に該当するものとしたので、下記の通りご案内いたします。

記

1 「新宿ケアカレッジ」における事例検討会

平成31年度から、年1回程度実施予定。

※ 平成30年度における「新宿ケアカレッジ」の実施状況は全14回（介護支援専門員向け以外の研修を含む）となっており、平成31年度からそのうち1回程度を事例検討会とする予定です。なお、年間計画は例年7月頃に決定します。

2 その他

- (1) 特定事業所加算は届出後も常に算定要件を満たしている必要がありますので、事業所自ら確認を行ってください。また、算定要件を満たさなくなった場合又は満たさなくなることが明らかな場合は、速やかに介護保険課推進係に届出てください。
- (2) 上記1以外の事例検討会等が、当該加算要件における「(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等（中略）」に該当するか否かについては、個別に介護保険課給付係までご相談ください。

以上

【問い合わせ先】

新宿区介護保険課給付係（報酬算定に関すること）

電話 03-5273-3497

新宿区介護保険課推進係（新宿ケアカレッジに関すること）

電話 03-5273-4212